

お客さま各位

アイオー信用金庫

## すでにお持ちの口座への「未利用口座管理手数料」適用のお知らせ

平素より、アイオー信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

2022年4月1日より当金庫は、お客様へのサービス向上および不正利用防止の観点から、口座のご利用が一定期間ない、すべてのお客さまの口座について「未利用口座管理手数料」を適用させていただくこととなっております。

以下に該当する口座をお持ちのお客さまへはハガキにてお知らせいたします。

当金庫はこれからも日頃からご利用いただいているお客さまへのサービスの維持向上に一層努めてまいります。何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 1. 対象口座

対象口座	<p>① 令和4年4月1日を基準</p> <p>② 2年以上、お預入れ（当該普通預金の利息入金を除く）または払戻し（本件手数料の引落しを除く）が無い</p> <p>③ 普通預金口座【総合口座、無利息型普通預金（決済性預金）および貯蓄預金口座を含む】が対象。</p> <p>ただし、次の場合を除きます。</p> <p>① 当該口座の残高が10,000円以上である先</p> <p>② 同一店内で、お借入がある場合（カードローン・べんりくんを含む）</p> <p>③ 同一店内で、定期性預金、財形預金、投資信託、保険等の取引が1円以上ある先</p>
------	--

## 2. お客さまへのご連絡

対象口座となった場合、事前にハガキにてお届けされている住所にご案内いたします。「ご案内」が延着または到達しなかった場合でも、通常到達したものとみなします。

## 3. 該当口座の再開について

ご案内後、ハガキ面記載の手数料引落日前日までに、該当口座へ「お預入れ」もしくは「払戻し」取引を行っていただくことにより、引き続き口座のご利用が可能となります。

なお、今後ご利用する予定がない場合は、ご解約されることをお勧めします。

## 4. 該当口座のご解約について

該当口座のお通帳、キャッシュカード お届け印を持参の上、該当口座作成店舗にて、ご解約手続きを行って下さい。

（手数料引落日前日までに解約いただければ、手数料はかかりません）

※金庫にお届けいただいている情報如何によっては、免許証、マイナンバーカード等、写真入りの本人確認書類が必要な場合もございます。

5. 該当口座から未利用口座管理手数料の引落・自動解約について

- (1) ご案内後、手数料引落日前日までにお取引がない場合は、年間手数料額を当該口座から引き落としいたします。
- (2) 口座残高が未利用口座管理手数料未満の場合は、口座残高を以て未利用口座管理手数料とし、同口座を解約いたします。
- (3) 口座残高以上のご負担はございません。
- (4) 本手数料のご返金はできません。
- (5) 該当口座の解約後に、ご案内はございません。